七　千葉県太海地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を鴨川市道道南八岡道上線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号と三号を主要地方道鴨川富山線道路敷に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を林道嶺岡中央二号線道路敷に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を昭和三十五年建設省告示第千七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
千葉県鴨川市貝渚
字南八岡道上　二五三六番一　一号
字北八岡道上　二三九四番二　七号
千葉県鴨川市太海浜
字泉　二七三番二　二号
千葉県鴨川市宮
字鎌倉　一六六四番一　三号
　一六五三番二　四号
字嶺岡東下牧　二〇一二番一　五号
千葉県鴨川市太海
字上牛卸　三一一番二　六号
八　新潟県国川地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を国営上江幹線用水路敷に沿って結んだ線、標柱二号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域
新潟県上越市板倉区福王子寺
字南福王子寺　四二六番一　一号
字一牧田　八一六番甲　十号
新潟県上越市板倉区国川
字前田　八一番三　二号
　八一番一　三号
　一〇二番　四号
字内山　八六七番　五号
字寺岡　一五三八番二　六号
新潟県上越市板倉区曽根田
字寺岡　九三九番　七号
字池之平　一七五四番　八号
　一六七四番　九号
九　新潟県旧広田地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を金倉農道道路敷に沿って結んだ線、標柱六号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域
新潟県柏崎市大字旧広田
字廣田　六二二番　一号及び二号
　八二一番一　三号
　八八八番六　四号
　八九四番一　五号
　八八六番　六号
　八六八番　七号
　八三三番　九号
　八二四番　十号
　六〇三番一　十一号
新潟県柏崎市大字東条
字北浦　七三八番　八号
十　新潟県遅場地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域
新潟県三条市遅場
字ソデ山　一〇〇一番　一号
　一〇〇二番　八号
字小丸山　九九九番　二号
字黄蓮沢　一一七〇番　三号
字トドメキ　一一六〇番　四号
字鳶ヶ沢　一一四六番　五号
字鴉ヶ沢　一一四九番　六号
字白板前　一〇〇七番　七号
十一　和歌山県伏菟野地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県田辺市伏菟野
字前谷　七四九番　一号
　七五八番一　二号
　七二九番二　三号
　七二七番二　四号
　七二六番二　五号
　七三〇番　六号及び七号
　七四一番一　八号及び九号
十二　福岡県稲荷山団地地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域
福岡県大牟田市大字岩本
字長浦　二八五〇番一　一号
　二八五七番四七　二号
　二八五七番五八　三号
　二八五四番一　七号
福岡県大牟田市大字上内
字茂登山　三六六八番九一一　四号
　三六六八番一〇五六　五号
　三六六八番九五五　六号
十三　宮崎県鹿野遊地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を十根川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良
字内野八重　一六四七番二一六　一号
　一六四七番三一　二号
　一六四七番一四〇　三号
　一六四七番二九　四号
　一六四七番一二九　五号
　一六四七番二二　六号及び七号
　一六四七番三一　八号
　一六四七番二一六　九号
十四　鹿児島県吉野山地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を大谷川右岸河川敷に沿って結んだ線及び標柱六号と七号を薩摩川内市道楠元・中村線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県薩摩川内市中村町
字荒平　六八九五番一地先道路敷　一号
　六八九五番一　二号
　六八九二番一四　三号
　六八七〇番　四号
字吉ノ山　七四四五番　五号
　七四五八番地先道路敷　六号
　七四二八番四地先道路敷　七号
十五　鹿児島県瀬久井地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を瀬戸内町道瀬久井線六番二及び瀬戸内町道瀬久井線五番一道路敷に沿って結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県大島郡瀬戸内町宇古仁屋
字瀬久井川上原　九九五番　一号及び二号
字瀬久井原　一〇一七番二　三号
　一〇二五番地先道路敷　五号
　一〇一九番地先道路敷　六号
　一〇一八番地先道路敷　七号
　一〇一七番一　八号
字吉見田原　一二五一番　四号

**○国土交通省告示第二百八十一号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
平成二十五年三月二十八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　福島県赤坂地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成元年建設省告示第千八百七十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
福島県東白川郡塙町大字常世北野
字樋ノ内　一三二番　一号
　一三六番　二号
字赤坂　八九番二　三号
　八一番　四号
字絹平　三一番　五号
　二二四番　六号
　三〇八番　七号
二　福岡県頃末地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十六年建設省告示第千六百十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県遠賀郡水巻町
頃末北二丁目　二五五八番　一号
　二六一二番二　二号
　二七六一番七　三号
杁一丁目　一番　四号
　五三二番三　五号
　六四八番一　七号
頃末北三丁目　六四九番四〇　六号
　二三四七番　八号